

注記

■重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

(1)有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としております。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としております。

(2)無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

②有価証券等の評価基準及び評価方法

有価証券は取得原価で計上しております。

出資金は出資金額を以て貸借対照表価額としておりますが、出資金のうち、市場価格のないものは、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合に、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしております。

③有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産

定額法(間接法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年 ～ 50年 (建物附属設備含)

工作物 3年 ～ 60年

物品 2年 ～ 35年

・無形固定資産

定額法(直接法)を採用しております。

・非償却資産

立木竹および美術品においては非償却資産としております。

④引当金の計上基準及び算定方法

・徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権について、過去5年間の平均不納欠損率により計上しております。

・賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

・退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を計上しております。

・投資損失引当金 / 損失補償等引当金

該当する引当金に残高はございません。

⑤リース取引の処理方法

所有権移転となるファイナンス・リース取引については、通常の売買契約に係る方法に準じて会計処理を行っております。所有権移転外、少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取り扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております。

なお、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

⑥資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(3ヶ月以内の短期投資等)を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

・消費税等の会計処理

税込方式によっております。(ただし、地方公営企業会計については税抜方式によっております。)

■重要な会計方針の変更等

該当項目なし

■重要な後発事象

該当項目なし

■偶発債務

該当項目なし

■追加情報

①対象範囲(対象とする会計)

- ・一般会計等
 - 一般会計
 - 文化・体育振興基金特別会計
- ・全体会計
 - 国民健康保険特別会計
 - 後期高齢者医療特別会計
 - 介護保険特別会計
 - 浄化槽整備推進事業特別会計
 - 水道事業
- ・連結会計
 - 福島県後期高齢者医療広域連合
 - 公立小野町地方総合病院企業団
 - 郡山地方広域消防組合
 - 福島県市町村総合事務組合
 - 株式会社まちづくり小野
 - 田村広域行政組合

※令和4年度末で解散となったため、令和5年度決算分は清算のみの異動となります。

なお、全体会計および連結対象団体は以下の連結方法を採用しております。

団体名	区分	連結方法	連結割合
国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結	-
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	-
介護保険特別会計	特別会計	全部連結	-
浄化槽整備推進事業特別会計	地方公営企業会計(法非適)	全部連結	-
水道事業	地方公営企業会計(法適)	全部連結	-
福島県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合等	比例連結	0.56%
公立小野町地方総合病院企業団	一部事務組合等	比例連結	68.00%
郡山地方広域消防組合	一部事務組合等	比例連結	3.91%
福島県市町村総合事務組合 消防補償等特別会計	一部事務組合等	比例連結	1.02%
福島県市町村総合事務組合 消防賞じゅつ金特別会計	一部事務組合等	比例連結	1.33%
福島県市町村総合事務組合 非常勤職員公務災害補償特別会計	一部事務組合等	比例連結	1.13%
株式会社まちづくり小野	第三セクター等	比例連結	25.00%

- ・特別会計及び地方公営企業会計は全て全部連結の対象としております。
- ・一部事務組合及び広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としております。
- ・第三セクター等は、業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合、出資割合、活動実態等に応じた比例連結の対象としております。

②出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨(根拠条文を含みます。)及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨、財務書類の作成基準日は、会計年度末(3月31日)ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。

(地方自治法 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」)

③表示単位未満の金額は四捨五入とし、一部合計値と不一致が生じる場合があります。

④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化比率の状況は、次のとおりです。

・実質赤字比率	-	%	(R4	-)
・連結実質赤字比率	-	%	(R4	-)
・実質公債費比率	4.9	%	(R4	4.7%)
・将来負担比率	-	%	(R4	-)
・資金不足比率				
浄化槽整備推進事業特別会計	-	%	(R4	-)
水道事業	-	%	(R4	-)

※ 赤字額や資金不足が無い場合は、「 - 」と記載させて頂いております。

⑤繰越事業に係る将来の支出予定額

・一般会計	238,682 千円
-------	------------